

令和5年度県外IT人材等活用事業費補助金募集要領

1. 趣旨

全国的にIT人材等が不足する中、即戦力となる優秀なIT人材等を県外から確保し、県内企業におけるDXの推進や経営課題の解決を図り、以って県内産業の更なる活性化につなげるため、県外IT人材等の確保及び副業人材の活用に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します

補助金の交付に当たっては、令和5年度県外IT人材等活用事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

2. 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりです。

(1) 県外IT人材マッチング支援事業

県内企業が自社のDXの推進や経営課題の解決を図ることを目的として、人材紹介事業者等との契約により県外IT人材の募集を行い、正社員として雇用する事業

(2) 副業人材スキル活用促進事業

副業案件掲載サイト運営事業者や人材紹介事業者との契約により、県外の副業人材の活用を行う事業及び、県外の副業人材を県内企業の事業所等に受け入れ、業務に従事させる事業

3. 対象事業者

本補助金の交付の対象となる事業者は、以下の全ての要件を満たしている事業者とします。

(1) 共通事項

- ・愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する中小企業等であること
- ・補助事業の実施に際して、本補助金以外の他の補助や助成を受けていない又は受ける予定がないこと

(2) 県外IT人材マッチング支援事業

- ①令和5年4月1日以降に当該募集に係るIT人材との雇用契約の締結に至った県内企業であること。
- ②県外IT人材を活用する業務領域が、当該人材の専門的な知見やノウハウ、実務経験を必要とし、DXの推進や経営課題の改善に資するものであること。

(3) 副業人材スキル活用促進事業

- ①令和5年4月1日以降に当該副業人材との業務委託契約等の締結に至った県内企業であること
- ②副業人材を活用する業務領域が、当該人材の専門的な知見やノウハウ、実務経験を必要とし、DXの推進や経営課題の改善に資するものであること

4. 対象経費、補助率及び補助限度額

交付規程第4条第2項に規定する補助事業の対象となる経費について、補助率及び補

助限度額は以下のとおりです。

(1) 県外 I T 人材マッチング支援事業

補 助 率：補助対象経費の 1 / 2

補助限度額：1 社あたり 75 万円

ただし、中途退職等の理由により、人材紹介事業者等から手数料の返還を受けたときは、すでに支払った補助金の全額又は一部を返還してもらうことがあります。

(2) 副業人材スキル活用促進事業（活用に要する経費）

補 助 率：補助対象経費の 1 / 2

補助限度額：1 社あたり 15 万円

(3) 副業人材スキル活用促進事業（移動に要する経費）

補 助 率：補助対象経費の 1 / 2

補助限度額：1 社あたり 10 万円

5. 予算額

11,250 千円

※予算の範囲内で補助金を交付します。

6. 募集期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 1 月 19 日（金）まで

ただし、補助金交付決定額が予算の上限に到達した場合は、募集を終了します。

7. 交付申請の時期

2 に掲げる事業により募集した県外 I T 人材等と雇用契約又は業務委託契約を締結した日から 15 日以内に交付申請書を提出してください。なお、期限までに提出が困難な場合は、事前に御連絡下さい。

8. 交付申請の方法

交付規程第 5 条の規定に従い、募集期間内に必要書類を公益財団法人えひめ産業振興財団 創業支援課に提出（持参、郵送、メール）してください。

【お問い合わせ・交付申請書提出先】

〒791-1101 松山市久米窪田町 337 番地 1

公益財団法人えひめ産業振興財団 創業支援課

T E L : 089-960-1294 (直通)

E-Mail : projinzai@ehime-iinet.or.jp

補助金交付までの流れ

